

令和4年度愛媛県社会福祉施設等応援職員派遣協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年度愛媛県社会福祉施設等応援職員派遣協力金（以下「協力金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、令和4年度愛媛県社会福祉施設等応援職員派遣協力金交付要領（令和4年4月1日施行。以下「要領」という。）第3に定める交付対象者が、要領第4に定める要件を満たす場合に、予算の範囲内で協力金を交付する。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、要領第3に定める交付対象者1法人当たり次のとおりとする。

- (1) 要領第3(1)に該当する法人 100,000円
- (2) 要領第3(2)に該当する法人 30,000円
- (3) 要領第3(3)に該当する法人 30,000円

2 応援職員の人数や、代替サービスを提供した利用者の人数にかかわらず、一律上記の額を支給する。ただし、別途、別法人の施設への派遣や別法人の事業所に代わり代替サービスを行った場合には、再度申請可能とする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、協力金の交付を受けようとするときは、愛媛県社会福祉施設等応援職員派遣協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和5年3月末日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付を決定するとともに、その額を確定し、速やかに交付対象者に通知するとともに、協力金を交付する。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前条に規定する申請書兼請求書等の提出をもってなされたものとみなす。

(決定の取消し等)

第6条 知事は、協力金交付後、要領に定める要件を満たさないことが判明した場合又は申請書兼請求書等の内容に虚偽があった場合には、交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第7条 交付対象者は、前条の規定により協力金の返還を命ぜられたときは、協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、協力金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付するものとする。

2 交付対象者は、協力金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付するものとする。

(関係書類の保管)

第8条 交付対象者は、協力金に係る計画実施状況に関する証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。